

◎新潟県告示第865号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和4年4月22日	栗原 俊広	第10930号	死亡
令和4年5月27日	渡部 昭彦	第12833号	死亡